

奈良県告示第二号

救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項の規定による認定をした救急病院は、次のとおりである。

平成三十年四月三日

奈良県知事 荒井正吾

名称	所在地	認定が効力を有する期限
近畿大学医学部奈良病院	生駒市乙田町一二四八の一	平成三十三年三月三十一日